

ジャーナリスト・目黒区行政監視団代表

http://home.f04.itscom.net/sudo-j

(ホームページで須藤甚一郎YouTube版「ウィークリーニュース」の動画が見られます。)

携帯電話で「ウィークリーニュース」が見られます







跡地には高級マンション

旧庁舎跡地を安く売却

平成25年1月25日、最高裁判所お いて平成17年度の私の政務調査費 に関して、青木英二目黒区長が私に対 して行った政務調査費返還命令処分 の取消訴訟の判決があった。判決結果 は、処分対象金額135,725円のうち、 107,375円の経費は一審では原告で あり、最高裁の上告審では被上告人の 私の勝訴。

青木区長の敗訴が確定し、訴訟費 用は青木区長側の負担。また28、350円 (印紙代、切手代)については高裁へ差 戻しでなった。本件訴訟は、一審・東京地 裁、二審・東京高裁では、私の主張を全面 的に認め、完全な勝訴であった。住民訴訟 経費に政務調査費を充てることが適法で ある、という初めてに判決であるため、「判 例時報」など判例雑誌の数誌に紹介され た。本件訴訟のこれまでの概要はこうだ。

処分対象金額合計は、135、725円で ある。私が目黒区の旧区役所売却で、当 時の区長が庁舎移転の財源捻出である にもかかわらず、随意契約で最高購入希 望金額より39億1000万円も安く売却し たため、損害賠償を求めて、住民訴訟を 提起、追行した。

返還処分の内訳は、支出1、旧厅舎売 却先選定の審査委員会録音テープの反 訳代等:31、775円。支出2、旧庁舎売却に 係る証人尋問の速記録作成:75、600円。 支出3、住民訴訟控訴提起の印紙代及び 予納郵券:28、350円。この3件の支出は、 すべて私は政務調査のために支出したも のである。そのことは、地裁・高裁ともに認め た。

これらの支出に対して、青木区長は、監 査委員の勧告を受けて、それを鵜呑みに して、違法な返還命令を平成19年に行っ たのである。そこで、私が原告になって、青 木区長の返還命令処分は違法だとして、 平成20年2月28日、東京地裁に処分取 消訴訟を提起したのである。

私の勝訴で判決 2ページに続く①

J H ち 力 F, 余 は 39 Ш 水 裁 冱

青木区長 区政失敗隠蔽!!



「目黒区は今後10年間で、175の老 朽化した施設の改修・改築で711億円 が必要である」との発言を青木英二区 長は、最近、ことあるごとに繰り返して いる。先日、補正予算を審議したとき、 このほど25年度の予算案を審議する 予算特別委員会でも、同趣旨の発言を 何度もしている。けれど、711億円の確 たる根拠は何もなく、目黒区民の不安 を煽るための発言で、いわば流言飛語 同然なのである。

区施設の改修・改築で、ほんとうに10年 間で711億円、1年間平均にして71億円も のカネが必要なのか?結論を先にいおう。

「区施設の改修・改築に今後10年で 711億円必要だ」という根拠はまったくな いのである。委員会と特別委員会で私は、 711億円の根拠について、個別具体的に 業者から見積りと取ったのか、改修・改築 というが、その内容はどのようなものか、な ど詳細に追及した。

その結果、尾崎企画経営部長は 「711億円の根拠はないのです。あくまで のです。総務省のホームページで公開して 年2月)では、「施設 2ページに続く②

いるソフトを使って試算したの です」と青木区長の711億円 の根拠を否定したのである。

さらに詳しく質疑した結果、 つぎのことが判明した。①各 施設について、業者から具体 的に改修・改築の見積りは取 っていない。②総務省のHP で公開している「公共施設の 維持・更新ソフト」に区有施 設の耐用年数や建物の広さ などのデータを入力するだけ

で、簡単に費用がでるという。③例えば改 築する場合、既存の建物とまったく同じの 高さ、広さ、デザインのものを造ることはあ り得ない。が、まったく同一の建物を建設 前提で試算したという。そんなマヤカシの 試算なのである。

711億円に何ら根拠がないのは明らか だ。わずか1年前の平成24年3月に目黒 区が発表した「目黒区行革計画」(平成 24年度~平成26年度)には、「区有施設 の状況・現状」として、こう書かれている。

- ●170を超える区が保有する施設の3分 の1以上は、築30年以上を経過し、今後 大規模改修や改築の時期を迎えます。
- ●平成21年にとりまとめた「区有施設の修 繕・改修の考え方について」では、平成22 年から10年間で修繕や大規模改修にか かる経費は約438億円と試算しています。
- ●区有施設の維持管理経費(人件費を 含む)は平成22年ど決算値で約200億 円に達しており、

ところが、その後、438億円が511億円 に膨れ上がり、このほど5か月遅れで発表 試算であって、実際にかかる費用ではない|された「目黒区施設白書(案)」(平成25

「カネがなければ出迦を見犯!」 こんな愚かな区政を許すな!

「カネがなければ、土地を売れ!っていう 行政か!」とか「なぜ、目黒区民の財産で ある区有地を片っぱしから売ってしまうの か。区は不動産業じゃないだろう」と区民 の怒りは爆発している。

昨年12月には、3ページに続く③



JR 宿舎跡地も売却予定だ

最高裁判決!政務調査費返還命令処分取消訴訟の判決文(概要)

住民訴訟の調査、証拠集め費用は適法!印紙・切手代差戻し

平成22年(行ヒ)第42号 政務調査費返還命令処分取消請求事件 平成25年1月25日 第二小法廷判決

- 1 原判決中、目黒区長が被上告人に対し平成19年5月 1日付けでした平成17年度分の政務調査費の一部の 返還を命ずる処分のうち10万7375円を超える金員 の返還を命ずる部分の取消請求に係る部分を破棄す
- 2 前項の破棄部分につき,本件を東京高等裁判所に差し
- 3 上告人のその余の上告を棄却する。 4 前項に関する上告費用は上告人の負担とする。

上告代理人河合由紀男ほかの上告受理申立て理由につい

(1)本件は、目黒区議会議員である被上告人が、平成17年 度に交付を受けた政務調査費から被上告人が提起した住 民訴訟に関する費用を支出したことにつき、月黒区長から、 目黒区政務調査費の交付に関する条例(平成19年目黒区 条例第22号による改正前のもの)14条に基づき上記支出 の額に相当する金員の返還を命ずる処分(以下「本件処 分」という。)を受けたため、本件処分は違法であるとして、そ の取消しを求める事案である。

(2)被上告人は、上告人が上記業者に本件跡地等を売却 したことは違法であり、これにより上告人に上記提案に係る 購入希望価格のうちの最高額と実際の売却価格との差額 相当額の損害が生じたなどと主張して、平成15年6月18日 付けで、上告人の執行機関を被告として、当時の目黒区長ら に対して上記差額相当額の損害賠償請求をするよう求める 住民訴訟(以下「別件住民訴訟」という。)を東京地方裁判

(3) 日里区長は、平成17年4月1日付けで、日里区議会議員 である被上告人に対して平成17年分の政務調査費を交付 すること及びその交付額を決定し、その後、2回に分けて、合 計204万円を交付した。

(4)被上告人は、調査研究費の内訳として、①「住民訴訟テ ープ反訳」として3万1775円、②「住民訴訟証人尋問速記 反訳」として7万5600円、③「住民訴訟控訴印紙代及高裁 提出用切手」として2万8350円などと記載されていた(以 下、これらの支出を順に「本件支出1 |、「本件支出2 | 及び 「本件支出3」といい、これらを併せて「本件各支出」とい

(5)本件支出2は、被上告人が、裁判所の作成する尋問調 書とは別に、その証言及び供述の内容を反訳した速記録の 作成を速記業者に委託した際、その反訳の費用として支出 したものである。

(6)被上告人は、自身のホームページ等を開設し、また、政務 調査費を用いて作成した自身の広報紙を年1回約5万部発 行して目黒区民等に配布しているところ、上記ホームページ 等及び広報紙には、目黒区政の問題点に関する被上告人 の意見、被上告人の目黒区議会における活動の様子等や、 別件住民訴訟その他の被上告人が追行している住民訴訟 等の詳細な経緯、経過、結果等が掲載されており、上記ホ ムページ等には、本件支出1に係る本件委員会の議事の録 音テープの反訳文並びに本件支出9に係る別件住民訴訟 における目黒区職員の証言及び被上告人の供述の反訳文 も掲載されている。

また、被上告人は,目黒区議会での一般質問において、本 件跡地等の売却に関する質問をするなどしている。

(7)目黒区監査委員は、平成19年4月27日、上告人の住民 による住民監査請求に基づき、本件各支出はいずれも住民 訴訟のためにされたものであり、政務調査費の使途として認 められないとして、目黒区長に対し、被上告人に対して本件 各支出の合計額である13万5725円を不当利得として返 還請求するよう勧告した。

目黒区長は、上記の監査結果を受けて、被上告人に対し、 平成19年5月1日付け「平成17年度分政務調査費の返還 命令」と題する書面に、返還理由を「平成19年4月27日付 けで目黒区監査委員から違法・不当な支出であるとされたた め」と記載して、被上告人に対する平成17年度分の政務調 査費のうち13万5725円の返還を命ずる本件処分をした。

3 原審は、本件各支出が違法又は不当であるとしてされた

本件処分は違法であり、取り消されるべきものであるとした。 住民訴訟の提起及び追行は、議員による議会活動の基礎と なる調査研究活動と趣旨及び目的において重なり合う面が あり、その提起及び追行並びにこれによって得た情報等に 基づく様々な活動は、区政の調査、研究及び追及のための 重要かつ有効な手段となるほか、その提起を契機として区 政の問題点につき議会での議論が喚起されることなどによっ て、各種の制度の改善等につながることもあり得る

これらによれば、いずれも本件使途基準の調査研究費に 該当するものであり、違法又は不当な支出であるということ はできない。

4 しかしながら、原審の上記判断のうち、本件支出1及び本 件支出2に係る部分は結論において是認することができる が、本件支出3に係る部分は是認することができない。議員 としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該 行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の 基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認めら れない行為に関する経費は、これに該当しないものというべ きである

もっとも、住民訴訟を提起し追行する議員が、議会活動に 関して、その基礎となる調査研究又は議会審議に必要な資 料の作成や議会活動の広報等に用いるために費用が支出 された場合には、その費用が本件使途基準の調査研究費 又は資料作成費や広報費等の他の項目に該当するとみる 余地があり、当該情報や資料が住民訴訟を端緒として得ら れたものであることから直ちに当該支出がおよそ本件使途 基準に適合しない支出であるとまではいい難い。

(4)本件支出3は、別件住民訴訟の提訴者である被上告人 による控訴の提起に係る訴訟費用(控訴提起手数料の印 紙代及び予納すべき送達費用の切手代)の支出であり、議 員による住民訴訟の提起及び追行それ自体のための費用 の支出であって、本件使途基準の調査研究費の支出に該 当せず、本件使途基準の他の項目の支出に該当するもので もなく、本件使途基準に適合しない支出であるというべきで

これに対し、本件支出1は文書化された資料で別件住 民訴訟とは別途に、被上告人が現に行っている議員とし ての上記の議会活動に関して、被上告人の参加する質疑 等の議会審議に必要な資料として用いることができるも のであり、また、その内容が自身のホームページ等や広 報紙に掲載され、上記の議会活動の広報に供する資料と して用いられているとみることができるものである。

その文書化の費用が本件使途基準のいずれかの項目に 該当する余地のあることが否定されるというものではない

このような本件の事情の下においては、本件支出1及び 本件支出2は、いずれも、被上告人の議員としての議会活動 に関して、被上告人の参加する質疑等の議会審議の参考

に供する資料又はその議会活動の広報に供 する資料を作成するために支出された費用と して、本件使途基準の資料作成費又は広報 費の項目に該当する支出であるとみることが でき、本件使途基準に適合しない支出である ということはできない。

したがって、本件処分のうち、本件使途基 準に該当しない支出である本件支出3に係 る政務調査費の返還を命ずる部分について は、実体上の違法事由は存しないものの、本 件支出1及び本件支出2に係る政務調査費 の返還を命ずる部分は、本件使途基準に該 当する支出の返還を命じたものとみることが でき、実体上の違法事由があるものといわざ

5(1)以上によれば、本件処分のうち本件支出 3に係る政務調査費の返還を命ずる部分に つき、実体上の違法があるとして、同部分を取 り消すべきものとした原審の判断には、判決 に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反 この点に関する論旨はこの趣旨を いうものとして理由があり、原判決中、本件処 分のうち本件支出1及び本件支出2の合計 金額(10万7375円)を超える部分の取消請 求に係る部分は、破棄を免れない

そして、被上告人は、本件処分の手続上の 遠法事由として、本件処分の理由提示(目黒 区行政手続条例(平成8年目黒区条例第1 号)14条)の不備も主張しているところ、この 点に関して更に審理を尽くさせるため、上記 破棄部分につき本件を原審に差し戻すことと

(2)他方、以上によれば、本件処分のうち本件 支出1及び本件支出2に係る政務調査費の 返還を命ずる部分につき、実体上の違法があ るとして、同部分を取り消すべきものとした原 審の判断は、結論において是認することがで きる。この点に関する論旨は採用することがで きない。したがって、上記破棄部分以外の部 分に係る上告は、これを棄却することとする。 よって、裁判官全員一致の意見で、主文のと おり判決する。

(裁判長裁判官 須藤正彦裁判官 竹内行夫 裁判官 千葉勝美 裁判官小貫芳信)









議場で大声

最高裁法廷で弁論陳述をした! 弁論 要旨(概要)

平成24年12月12日

はじめに

被上告人の須藤甚一郎です。私は、法律の専門 家でないのですが、本件訴訟は弁護士を代理人に せず、本人訴訟で提起・追行しております。そのた め、答弁書を去る12月7日に提出したあと、答弁書 を読み直したところ、企図した通り書き切れてなかっ た個所や補充すべき個所に気づきました。幸い口 頭陳述の機会を与えられましたので、若干の補充を させていただきます。

被上告人は、本件各支出を政務調査のため 支出しました

(1)端的に申し上げれば、本件政務調査費返 還命令処分の対象になった本件各支出合計 13万5725円は、そもそも被上告人が政務調査の ために支出したものであります。

本件各支出は、被上告人が提起・追行した目黒 区本庁舎売却に係る39億円1000万円の損害賠 償請求の別件住民訴訟により派生した政務調査で あるため、被上告人は政務調査費の一部を本件各 支出に充てました。

そもそも、被上告人は目黒区の政務調査費に関 する条例、使途基準、申合せ事項を遵守し、本件 各支出を政務調査のために支出したのです。ここ で、本件各支出の詳細をもう一度確認しておきます。 (本件支出1)が、審査委員会の録音テープの反 訳およびダビング、その費用が3万1775円。(本件 支出2)は、別件住民訴訟における証人尋問の目 黒区職員の証言及び被上告人本人の証言を反訳 した速記録の作成で、7万5600円でした。本件支 出3は、平成18年2月、上記の別件住民訴訟につ いて敗訴判決を受けたので、控訴し控訴提起の手 数料及び予納切手のために、収入印紙1万9500 円および切手8850円、その費用合計は2万8350

以上、(本件支払1)3万1775円、(本件支払2) 7万5600円、(本件支払3)2万8350円の合計は、 13万5725円です。いずれの支出も政務調査に不 可欠であったのです。

(2)目黒区が平成15年3月、区財政難にも拘わ らず、区役所本庁舎移転のため、本庁舎跡地を 最高購入希望金額が111億1000万円である ことを考慮せず、随意契約により72億円で売却

したのです。すでに述べたように、差額はじつに 39億1000万円でした。

このような価格の有利性を無視した随意契約は、 地方自治法第234条の規定に違反するものです。 そのため、契約担当者である当時の日里区長及び 売却先を選定した区の幹部職員に39億1000万 円の損害賠償請求の住民訴訟を提起・追行したの

原判決(注、高裁判決)は、「地方財務行政の適 正な運営を確保するという目的を有する住民訴訟 の提起及び遂行は.議員による区政に関する調査 研究活動と、その目的において重なり合いを有する ものであるということができる。」と判示して、原審 は、被上告人が住民訴訟を政務調査としたことを 適法であると判断したのです。

上告人(目黒区 青木英二区長)の「議員の 身分に基づいて支給される政務調査費を住民訴 訟に充てるのは憲法14条に違反する」との失当 な主張について

被上告人は、どうしても理解に苦しむことがありま す。上告人は、本件訴訟の一審及び原審において、 議員の身分を有する者が、支給された政務調査費 を住民訴訟費用に充てるのは、政務調査費を支給 されない住民に対しての身分差別に当たり、憲法14 条に違反するとの主張をしなかったのです。

なぜ、上告人は憲法違反という重大な違法行為 を突如、上告受理申立書において主張しはじめた のか

憲法違反を持ち出して、上告を受理してもらう要 件にしたと推認するのは、筋違いでしょうか。上告人 は、上告受理申立理由書で、「住民訴訟を提起す るに要する費用や訴訟の提起・追行に必要な弁護 士費用を、議員としての身分に基づき当該自治体 から支給された政務調査費のうちから賄うことが許 されるとしたならば、議員の身分を有する住民は、 住民訴訟において著しく優遇されることになり、こ のことは「国民に対し、ひとしく裁判を受ける権利を 保障した憲法32条に反し、また憲法14条に定める 社会的身分による差別に当たり法の下の平等に著 しく反することになる。」と的外れの主張をしたので す。政務調査費は、議員の身分に対して支給され るものではなく、政務調査活動の実費に対して支給 されるものであり、憲法で定める身分差別や法の下 の平等に何ら違反しません。

答弁書及び本弁論要旨で述べましたように、上 告人の主張には理由がないので、どうか本件上告 を棄却するようお願い申し上げます。

「百聞は一見にしかず」のことわざ通り、現 地を訪れ視察すると、テレビ、新聞などでは、知 り得ない重要なことが見えてくるものだ。ぼくの 所属する目黒区議会企画総務委員会は、平成 24年11月5日~7日まで2泊3日で、気仙沼市、 石巻市、仙台市の視察を行った。

「絆」「復旧、復興」が叫ばれる が本格復興はまだまだ先だ

・昨年6月には、市中には倒壊した家屋、商 店、民家、各種の自動車の残骸、瓦礫だらけで、 目に余る惨状を呈していた。また気仙沼港の 魚市場周辺の岸壁には、大小の漁船が発災 後に火事で燃え、海上に浮かんだまま、真っ黒 に焼け焦げた残骸をさらしていた。

しかし、今回の視察では、そのような残骸、瓦 礫類はほぼ片付けられていた。フェリーに乗っ て、気仙沼湾にある大島も視察した。昨年6月 には、大島の船着き場には、津波に呑まれ破壊 さて使用できなくなった自動車が、数百台も山 積みされていた。家屋の瓦礫も山積みになって いたが、クルマと家屋の瓦礫は取り除かれてい た。また、200m以上も海岸からに打ち上げら れていた2隻の巨大な船もなくなっていて、着 実に復旧している。

けれど、津波で350トンもある大きな延縄(は えなわ)漁船が乗り上げ、まだ解体もされずそ

3・11から2年 企画総務委員

・非可住地区(住宅と建設できない地区)の決定、買上 げ問題や高台への移住などの重要問題が未解決であ る。日本中でことあるごとに、「絆」「復興、復旧」が叫ばれ 続け、1年8月が経過したけれど、本格的な復旧、復興は まだ遠いのが実情である。では、やはり津波により大きな 被害が発生した石巻市はどうなのか。視察2日目に訪れ

壊滅状態の気仙沼―石巻70キロのリア ス海岸で見えたものは!

気仙沼市から石巻市までの約70キロは、借り上げた 小型バスで移動した。国道45号線(起点:仙台市一終点: 青森市、510キロ)をリアス式海岸に沿って南下したが、 並行してJRのローカル鉄道の気仙沼線、石巻線がある。 ・けれど、ローカル線は、45号線よりも海岸近くにあった ため、津波で線路も駅舎も全壊状態で廃線になった。廃 線跡を列車に代わって、専用バスが通るための緊急工事 が施工されている最中である。移動する小型バスの窓か ら、凹凸に富むリアル式海岸を注意して眺めているだけ で、津波被害の壮絶さ、復旧・復興工事が何もされていな い地区の多さがよくわかる。

南三陸町防災庁舎には今も沢山の花 が手向けられて

石巻市に向かう途中で、津波で多くの犠牲者をだした 南三陸町の防災庁舎跡にも立ち寄った。すべての家屋、 建物は津波にさらわれ、見渡す限り何もないところに3階建 ての防災庁舎だった跡地に、赤い鉄骨だけが残っている。

大津波が迫っても、最後まで女性職員が町民に防災無 線で非難を呼びかけ、犠牲になった。痛ましい限りである。 ・防災庁舎には30名の職員がいたが、22名が死亡し8

名が小明のままた。亦い鉄賞削には、いまも化がた手回 けられ、線香の煙が絶えない。



このような全滅状態で果たして、 | 今後、復旧・復興が可能なのか?

・石巻市の市庁舎は、薄ピンク色の外装で目立つ。その はずである。デパートであった建物を2億円付きで石巻市

1ページ①より続く

最高裁判決!青木区長敗訴、須藤勝訴!

の確定した107、375円については、返還 されるのは当然である。青木区長に質疑 した。代わって総務部長が答弁して「訴 訟で代理人をした一部事務組合法務部 に、手続き、金額等を確認しており、3月末 までに返還します」。むろん、返還されるの は当然だが、返還処分が違法だと確定し た107、375円のほかに、法律の規定で 処分を行った日から停滞がはじまるので、 青木区長が取消処分をした平成19年5 月1日から、最高裁判決のあった平成25 年1月まで、約5年8か月分の民法の法定 利息である年5%、つまり約42,000円が 加算されることになる。

1ページ②より続くの老朽化と改修・改 築経費の負担」として、つぎのように書か れている。

改修・改築にフ11億に根拠なし!

「175の区有施設については、施設の 3分の1以上が築30年以上を超え老朽 化してきており、今後、一斉に更新時期を 迎えることから、大規模改修や改築に多 額の経費がかかることが見込まれます。 区が取りまとめた試算によりますと、平成 25年度からの10年間で修繕や大規模 改修に要する経費は約558億円、建替 え(改築)経費は約153億円、合計は約 711億円となっています。築50年を超え る施設もあり、抜本的かつ計画的な対策

を進めていくことが必要となっています」。 突然、711億円の数字とでてきて、しかも 企画経営部長が、実際に改修・改築に 必要な費用ではないと説明しているのに、 「区がまとめた試算によりますと」という簡 単な説明だけなのである。根拠ないこん な数字を基づいて、区政が行われたので は、区民はたまったものではない。

711億円に根拠ないのは、発表された 施設白書に各施設の今後10年で改修・ 改築に必要な費用が記載されていないの はなぜか。各施設の必要な経費の合計が 711億円なのであれば、記載されなけれ ばならない。

このことからも711億円がインチキな数 字であることはハッキリしている。









名 称	売却月日	面積(㎡)	売却金額(円)	
区長公舎跡地	14年8月	518.67	3億2720万円	
旧鷹番高齢者ふれあいの家	14年8月	271.18	1億7670万円	
原町保育園仮園舎跡地	14年8月	604.07	3億2284万9314円	
旧碑文谷職員住宅・自転車集積所	14年8月	1197.00	8億1200万円	
平町二丁目自転車集積所跡地	14年8月	579.93	2億9500万円	
旧八雲住区サービス事務所・老人いこいの家	14年8月	392.36	3億4500万円	
八雲第一材料置場跡地	14年8月	1638.41	9億440万2320円	
第三·五庁舎·中央町公共駐車場跡地	15年1月	1201.02	8億3000万円	
旧本庁舎臨時駐車場	15年2月	247.07	1億6500万円	
旧鷹番行政サービス窓口	15年3月	251.24	2億3038万1111円	
本庁舎·公会堂跡地	15年3月	9601.52	72億円	
第四庁舎跡地	15年3月	604.95	3億4100万9円	
旧福祉センター	16年1月	2037.95	16億6660万円	
旧目黒保健所	16年1月	2148.50	17億1550万円	
旧中町老人いこいの家	16年9月	244.72	1億4014万	
補助26号線事業用地	21年3月	2573.51	22億8476万2178円	
廃道路敷地	24年6月	174.79	5925万3810円	
旧箱根保養所	24年12月	19461.00	8008万円	
旧上目黒福祉工房	25年2月	649.06	6億4140万円	

すでに売却した土地

名称	予定額	価格	落札価格
箱根保養所跡地	財源確保予定額	未計上	8008万円
上目黒福祉工房跡地	財源確保予定額	5億1200万円	6億4140万円
大橋図書館跡地	財源確保予定額	4億4426万1000円	
伊東保養所跡地	財源確保予定額	8000万円	
JR跡地(売却を含めて検討)	財源確保予定額	36億円	
北軽井沢林間学園跡地	財源確保予定額	未計上	
菅平寄付用地	財源確保予定額	未計上	

売却及び売却予定の土地

会視察報告!

3・石巻の復興現状!

に寄贈され、20億円かけて改修工事をしたそうだ。市庁舎の1階には、スーパーマーケット、菓子や土産店などが入っていて、役所としては珍しい。デパートから寄贈されたからか。じつは、このスーパーマーケットが、津波で孤立した市役所を救ったのである。

石巻市作成の津波記録映像のすさま じさ!

まず、市庁舎の市議会委員会室で、3.11地震による 津波の被害状況について説明を受けた。津波の高さは、 最大で8.6m以上を観測。死者3,121名。行方不明者 465名。(24年9月末現在)。市街地を含む沿岸域の約 73%の浸水。被災住家は53、742棟。そのうち4割が全 壊であった。このことから、石巻市が壊滅状態であったの がわかる。

・石巻市が、作成した30分余にまとめた津波の動画・ビデオ映像は、まず海が盛り上がり、津波が防潮堤を乗り越えて、物凄い勢いで市街地の道路を走り抜け、道路を走っているクルマ、駐車していたトラックなどを飲み込んで、轟音とみずしぶきを挙げて襲ってくる。「もうだめだッ!」「やべえ、やべえ!」と絶叫すが、やがて沈黙。人間は、勇気があって極限状態でも撮影を続けても、最後には「やべえ!」などとは叫ばずに、沈黙するのがわかる。



津波に襲われ火災発生の小学校から裏山に逃げた!

市職員が小型バスに同乗してくれて詳細に説明しながら移動いた。今後の石巻市の復旧・復興で一番の問題点は、被災した地区の「可住地域」と「非可住地域」の設定を市民の同意、合意だろう。

「可住地域」とは、市民が家を建てて住んでいい地域のこと。「非可住地域」とは、その反対に市民が住んではいけない地域のことだ。市職員の案内で、市内の海抜60mの日和山(江戸時代には海や天気の状態=日和見をする山のこと)の麓に立つ門脇小学校が見える所にいった。

門脇小学校は、昨年のNHK紅白歌合戦の生中継で、歌手・長渕剛が校庭で「ひとつ」を歌った学校だ。写真を見ればわかるように、3階建ての校舎の半分は、焼け焦

げて黒くなっている。津波は、小学校の2階まで 襲った。ちなみに、小学生は約170名が地震当 日に学校にいたが、亡くなったのは7名。保護 者が迎えにきて、クルマに乗って帰った児童が 津波に襲われた。残った生徒は、先生が津波 警報を聞き、学校裏の日和山に避難して無事 であった。



石巻可燃ゴミ処理施設

問題点は「可住地域」「非可住地域」の市民の合意形成だ

地震で発災が発生し、燃えた民家が津波で移動して校舎にぶつかったためだという。日和山周辺には、1600戸の家があり住民は約5000人。この1件の火災でなんと200戸が燃えたという。

石巻市は、今後は防災よりも災害を減らす減災の考えで、復興計画を立てている。津波の被害を減らすため、2本の防潮堤をつくる計画だ。 L1堤防、1本目に7~8mの高い堤防。もう一つ、小学区近くにL2、2本目の堤防を築く予定だ。3~4mと低い。しかし、まだ堤防の高さは決定していない。

海岸からL1、L2までが、今後、非可住地域で市民は住めない。家は津波で流されたが、土地は原価(路線価等)の8割で市が買い上げる計画である。そして、高台に市が造成している土地に移転してもらう。居住せず、工場などを建設することはできる。L2から山側にかけては、津波はきたが今後は、可住地域の予定だ。高台に移住するならば、すべて自己資金でやることになる。

そのため可住地域の住民から「どんな原則で可住、非可住の線引きをしたのか」とすでに苦情が多数でているという。当然である。今後、住民の合意形成ができなければ、復興計画は進まない。

可燃ゴミについては、市内処理するため、急きょ5基の焼却場がつくられた。すでに5基すべてが稼働し、約1300人の雇用にもつながった。一石二鳥である。県外処理はあちこちで拒否されたのは、ご存知の通り。早くから県内、市内処理をはじめていれば、復興は早かったはずだ

1ページ③より続く

区有地を叩き売りの愚策!

長い間区民に親しまれてきた箱根保養所 (1946㎡、約589坪)をわずか8008万円で、箱根強羅の老舗旅館の売却。2つの温泉の源泉があり、安い経費で運営する法、たとえば区有の湯治場にするなど転用も可能であったはず。今年2月には、旧上目黒福祉工房(649㎡、約198坪)左記の目黒区の土地売却をまとめた表を見ればわかる通り、目黒区は、貴重な区民の財産である区有地を所かまわず、手当り次第に売りまくっているのだ。

なぜ超安値で叩き売るのか!

と区民の怒りは爆発している。

昨年12月には、長い間区民に親しまれてきた箱根保養所(1946㎡、約589坪)をわずか8008万円で、箱根強羅の老舗旅館に売却。2つの温泉の源泉があり、安い経費で運営する法、たとえば区有の湯治場にするなど転用の可能であったはず。それもせず売った。

今年2月には、旧上目黒福祉工房(649 ㎡、約198坪)を転用する検討も十分にせず、安値で惜しげもなく売却してしまった。区内の一等地にあり便利だし、環境もよいため、跡地を活用する方法はいくらもあったはずだ。「目黒区の行財政改革に従って売却した」とバカのひとつ覚えよろしく繰り返すだけだ。

経済状況、不動産価格の動向もきちんと調査することもせず、安い予定価格で売却することを決定した。財政計画に基づいて、売却予定の大橋図書館跡地(1417㎡。約429坪)は、売却予定価格が4億4,426万円である。区内一等地なのに、坪単価(3.3㎡当り)がわずか103万円というのは、いったいどういうことか。

安倍政権のアベノミクス効果で、ご存知 のように円安、株高、土地価格高が、急激 な勢いで進んでいる。そんなときに、リーマ ンショック後の不況時にたいして調査検討もせず決めた売却の最低制限価格に基づいて、区有地を売却するなんて言語道断の行為である。区民の大事な土地を叩き売りするのは許せない!

目黒区の土地売却リストを見ればわか るように、目黒区は旧庁舎から現在の庁舎 に移転したため、平成14年から16年に かけて、なんと15件の区有地を153億円 余で売却したのである。とくに問題の土地 売却は、薬師寺前区長(故人)が平成15 年3月に売却した旧区役所・公会堂跡地 の売却である。財源捻出の売却だったの に、最高購入希望価格111億1000万円 より39億1000万円も安く、随意契約で売 却したのである。そのため、私は損害賠償 請求の住民訴訟を起こし、そのとき政務 調査費の一部を訴訟のための経費に充 て返還処分されたのが、このほど最高裁 で勝訴した処分取消訴訟の原因になった のである。しかし、青木区長になっても、簡 単に土地売却で財源捻出をする体質は 少しも変わっていない。

東京都の他区の場合はどうか。先頃、新聞で大きく報道されたが、杉並区は中央線荻窪駅近くの近衛文麿首相(1891~1945)の私邸だった「荻外荘」(てきがいそう)6000㎡超を31億45万円余で購入し公園として整備する。1㎡当り52万円余、坪単価172万円余であった。不動産急騰の直前で正しい判断だった。

また、品川区も国立国文学資料館が立 川市へ移転した跡地15000㎡を購入し た。敷地内には池や樹木があり「文庫の 森」と命名され開園した。

区有地を叩き売るだけの目黒区とは、大きな違いである。さらに目黒区は、中目黒と代官山近くにある、18年前に購入した旧国鉄宿舎跡地を36億円で売却するつもりだ。が、隣接地を共同購入した東京都が同意してないのだ。まさに「カネがなければ土地を売れ!」の無能・無策の目黒区政なのである。

そんなに忙しいの?

目黒区職員の最長残業時間は、 なんと年間800時間超!残業代210万円!

私は今年2月の定例議会の一般質問でも、青木区長に残業に関して追及した。昨年秋、埼玉県職員の最長残業時間は、2017時間で、残業手当が年間給与額と同程度の745万円だったことが発覚し報道され、話題をさらった。ところで、目黒区職員の場合は、残業時間の実態はどうなっているのか。

区の人事課に、平成23年度の残業実績を調べてもらった。

800時間超…… 1名 700時間超…… 1名 600時間超……11名 500時間超……14名

残業代は、最長時間の職員で年間約210万円であったという。23年度の職員全体の残業代総額は約6億4千万円であった。残業代が年間800時間超にもなるのは、職員の適正配置に問題があるのではないか。夕方、5時15分過ぎれば、区

of the same

約70時間、一日に約3~4時間の残業をしていることになる。そんな忙しいのか。過度の残業が続けば、健康を害するのはもちろん、過労死につながりかねない。また、残業のある、なし、が職員間の収入格差につながる。

その一方で、年間800時間超とは、月間平均が

改善策が必要だが、現状は連続して残業月80時間超の場合、所属長が人事課へ状況報告し、保健師の面談がある程度だ。一般質問の追求に青木区長は、真剣に残業対策をするつもりはなく、改善策を示さなかった。

目黒区内防衛省研究所に40年間保管 原爆の危険物質プルトニウム、ついに米国へ返還!

長崎に投下された原子爆弾製造に使われたのは、放射性物質プルトニウムだ。

それと同じ危険極まるプルトニウム(32グラム)を旧防衛庁が、米国から購入して、昭和48年から40年間も、目黒区内の防衛省研究所に保管されていた。そのプルトニウムが、昨年12月、密かに米国に返還されていたのが判明した。

そんな危険物質を保管しているのが発覚して 以来、目黒区の市民グループを中心に早期撤去を 求める活動が続いていた。4年前、日黒区議会は、 早期撤去を求める意見書を採択し、内閣総理大 臣、防衛大臣あてに提出。

その後、米露間の交渉で、核不拡散事業の一環として、両国起源で世界各地に分散している放射性物質を回収することを決定した。その協定に従って、目黒区内の防衛省研究所に保管されていたプルトニウムは、米国に返還された。

しかし、原爆を製造できる危険物質のため、テロリストの手に渡ったら大変なことになるので、防衛省は無事に米国に返還されたのを確認後、今年1月末に日黒区に報告したのだ。何はともあれ、危険物質が撤去されたのはいいことだ。

自由が丘駅前広場に 転倒防止 「段差あり」 手すり!

転倒してケガ人が出たのが、自由が丘駅前広 場の階段だった。一昨年大改修工事が行われ、自 由が丘地区は「都市景観大賞」(国交省)とやら を受賞した。女神像の位置が変わり、広場のデザ インも大幅に変わった。しかも広場の勾配は一定 ではなく、大きくデコボコしていて階段の段差が視 野に入らない。そのため転倒する歩行者、ひっくり 返る自転車に乗った人など出た。

私はそのことを区議会の一般質問で取り上げ、 その結果、区は「段差あり」の看板つきの鉄製手 すりを2基設置。安全になったが、その費用は70 ~80万円だとか。 設計をしっかりし 要なしだったよ。



建原即广

4

この段差が危なかった

青木区長が新聞記者に「いい記事かいてね」、 と発言して、記者座談会で嘲笑された!

まともな情報を提供せず、新聞記者に「いい記事 書いてね」というなんて常識はずれだ。青木目黒区 長の発言をめぐり、東京新聞2月24日(日曜)山手欄 の取材に関する記者座談会で嘲笑された。

青木区長を取材した記者が「細かい話だが、 首都高速ジャンクション上にできる区立公園をPR した目黒区の青木区長は、開園時期を"三月末"と 言うだけ。日付に触れない理由を探ると区議会へ の説明が終わっていなかったからだった。

ちなみに区長の記者への口癖は『いい記事書 いてね』」。他の記者が「いい記事…、これじゃ書け ないね」。青木区長は小ばかにされているのだ。

この記事について、ぼくは委員会で区長に「恥 ずかしくないか?」と聞くと「恥ずかしくない。『いい 記事書いてね』と記者によくいいます」だって。こり ゃダメだ。区長・青木の「いい記事」とは、区長に都 合のいい記事のことだろう。そんな記事を書く記

ぜひ目黒は参考に!

①名古屋市「公の施設のあり方の見直しについて」 ●公の施設とは何か?その成り立ちから!

名古屋市の報告書はいう。公の施設とは、住民の 福祉を増進する目的をもってその利用に供するため の施設のことをいう(地方自治法第244条第1項)。 現在、市の公の施設には、道路をはじめとする市民 生活には欠かせない基盤施設や、小中学校や博 物館のような文化教育施設、スポーツセンターや野 球場、テニスコートのようなレクリエーション・スポーツ 施設など、さまざまな施設がある。それぞれ、施設に は設置されるにいたった経緯があるが、それらをま とめると、概ね次のようになる。

①法律等により、市に設置が義務づけられた施設 都市公園法に基づく公園、学校教育法に基づく 小中学校など。

②市民に必要な生活環境水準を保障するための 施設

老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施 設や、低所得者層を対象にした公営住宅などのよ うに、市民が社会生活を営むうえで必要な施設。 ③市民の生活を豊かにするための施設

市民会館、文化小劇場などの文化施設や、スポ ーツセンターやプール、野球場、テニスコートなどの レクリエーション・スポーツ施設。

④市の個性・特色・魅力を創造・発信するための施設

東山動植物園、徳川園や文化のみち二葉館(旧 川上貞奴邸)などのように、「誇りと愛着の持てるまち」 をめざし、市が設置してきた施設がこれにあたる。

このように、これら公の施設の成り立ちを充分に 認識したうえで、検討を進めた。

(須藤コメント)公の施設の見直しだからといって、 単純に「費用対効果」といった視点から判断せず に、そもそもの行政サービスの原点である市民の生 活水準の保障、市の個性・特色・魅力を創造・発展 するための施設であるかどうか、など多角的に判断 することにしたのは参考になる。ぜひ、目黒区でもそ うした視点を設けて、公の施設の見直しをやるべき

●見直しの進め方は、こうするのかいい!

社会経済情勢や価値観の変化に伴い、多様化

し、増大する市民ニーズに対して、行政のみがこれ に対応していくことは、質的にも、量的にも既に限界 がある。施設の設置の意義を含め、その必要性を 再点検するとともに、行政責任を確保しつつ、民間 でできるものは民間で行うことを基本に行政の守備 範囲を見直し、限られた行政資源のなかで効率的 に、質の高いサービスを提供していく必要がある。

存続が必要な公の施設の管理運営にあたって は、効率性や市民満足向上の観点から、コスト縮 減、利用率の向上、サービスの改善に取り組むこと により、運営改善を推准する。

(須藤コメント)近い将来に建替え・更新の時期を 迎えるものも多い。納税者である市民のニーズに応 えることは市役所の重要なミッションではあるが、市 の歳入となる納税額にも限度がある。公の施設のあ り方において不可欠な理解は、一定の財源を前提 に「最少の経費で最大の効果」を生み出す、施設 のあり方(存続の可否、施設の内容・数・立地、管理 の方法など)を見出すということである。

当研究会は、市の所管する公の施設のあり方に ついて、この「最少の経費で最大の効果」という視 点を、公共性、有効性、代替性の3つの分析視角に 具体化した。しかし、本報告書では、公共性、有効 性、代替性の3つの分析視角についての整理を行 い、効率性については問題提起にとどめている。

「財政に余裕がないから施設を見直す」という発 想ではなく、公の施設のあり方を3つの分析視角 で効率性の前に検討することで、公の施設のあ り方に関する「あるべき姿」が見えてくる。効率 性に関する財政的な議論は、その後でも良いと いうのが、当研究会の考え方である。

(須藤コメント)目黒区の場合、公の施設の見直し を行う契機は、青木区長の区政運営の失敗による 財政難によるものだ。そのため、財源確保と称して、 区有施設を廃止又は統合し、施設売却をして財源 にしようとするやり方である。

しかし、名古屋の場合は、財政に余裕がないから 施設を見直すのではなく、公の施設のあるべき姿を 探り、その後で効率性に関する財政的な議論をや るべきである、としているのは正しい。

恥を知れ!区長らのあきれた漢字力

目黒区議会の本会議や委員会の質疑で。「こ んな漢字も読めないのかよ!」とあきれることが、 しょっちゅうだ。小学生でも読める漢字さえ読めな いのだ。

次の漢字を読めますか?

1.相殺 2.自転車 3.疾病 5.自治体 6.団塊の世代 4.他人事 7.施策 8.包括

相殺を青木区長は「そうさつ」と読んだ。正解は 「そうさい」。自転車を区長は「じでんしゃ」だと。

転の音読みは「てん」なのは小学生でも知ってい る。正しくは「じてんしゃ」。区長は疾病を「しつびょ う」と読んだ。正解は「しっぺい」。他人事を「たに んごと」と読んだ部長がいるが間違い。正解は「ひ とごと」。自治体を「じじたい」と読む議員・職員は 少なくない。正しくは「じちたい」だ。団塊の世代を 「だんこんのせだい」と読んで爆笑された議員も いた。施策は「せさく」ではなく「しさく」だ。包括と 包摂の区別のできない部長もいた。「包括:ほう かつ」は「一つにまとめる」であり、「包摂:ほうせ つ」は「包み込むこと」だ。

直下型大地震迫る! いまこそ必要な区立「地震の学習館」を 3月末に閉鎖する区民の安全無視の青木区政!

直下型大地震が、いつ東京を襲ってもおかしく ない。目黒区民は、幼稚園・保育園児からお年寄り まで、正しい地震の知識を学習し、大地震発生の とき、わが命を守ることが大切だ。

目黒区は、区民が地震を学習する「地震の学



習館」と「防災センター」がある建物を15年前に目 黒区中央町に94億円もかけて建設。建物は地上 3階、地下2階。地震の学習館は1階と地下1階に ある。

阪神大震災の激しい揺れを体験できる装置や 大地震の実態を学習できる展示物などを陳列。地 震学習には最適だった。

しかし、青木区長は自分の財政運営の失敗に よる財政難と利用客が少ないことを理由に廃止を 決定した。東日本大地震以後は、学習館を訪れる 人が増えていたのだ。廃止しても年間2千2百万 円の節約だ。安い経費で運営することも可能だっ たのだ。廃止することは、区民の人命軽視そのも のである。私たち区議会の無所属会派「独歩」は 廃止に反対した。

若い職員が1年かけた歳入確保のアイディアは庁舎西口 の広告用看板!年間60万の収入は「獲らぬ狸の皮算用」?

日里区の主任主事以下の若い職員11名が1 年間かけて、区財政難解決の足しになればと、財 源確保、つまりカネ儲けのアイディを練った。青木 区長は委員会で「49件ものアイディアが集まった」 と自慢げだった。が、先日、委員会に報告のあった のは、庁舎の西口入口の壁に広告用の看板を設 置して、年間60万円の広告収入を稼ごうというた った1件のアイディアだけ。

話が大いに違うじゃないか。で、ぼくが追及する と、企画経営部長が白状した。真相はこうだった。 「フリートークで49件のアイディアがでたのですが、 それを9件にしぼり、そのうち採用したのは1件だけ でした」。何のことはない。49件中、落選したのは48

件。看板のデザイン、工事費などすべて業者負担。 そして使用料収入年間60万円を確保するのが狙 いだが、「獲らぬ狸の皮算用」にならないか?



「貧困の連鎖」防止のため生活保護 世帯の中学生を学習支援 生活保護受給者の子は、将来やはり受給者か? 防止のため、

目黒区は、今年4月の新年度から、「貧困の連 鎖」の防止のため、生活保護受給世帯の中学生 に個別に学習支援を行うことにした。予定では、午 後6時頃から、区役所内の会議室等を使い、区が 業者に委託して、受給世帯の中学生20人に教え る。高校進学の生徒の学力アップも狙うという。

いわば受験塾や夜学、夜間中学の変型だ。が、 昼間に中学校で勉強しているのに、なぜそんな必 要があるのか。

区の生活福祉課では、厚生労働省の調査によ

ると、生活保護受給者の子は、将来生活保護受給 者になるという調査結果があるという。厚労省は、い つ、どの地区で、どんな調査を行ったのか、詳細は 公表していないが、国の補助があるとはいえ20人 の中学生に1年間で受託料400万円。

生活保護費の支給額を減らす一方で、業者 に余分なカネを払って、「貧困の連鎖」予防とは、 おかしな話だ。根本問題の貧困を絶滅せずして、 「貧困の連鎖」予防はできない。

目黒区議会議員(無所属)ジャーナリスト 須藤甚一郎(すどうじんいちろう)



1967年以来、ジャーナリスト(雑誌記者、専門 学校ジャーナリスト講師、夕刊紙編集員、テレビリ

ポーター、コメンテイター)として46年間活動。 現在も週刊誌にコラム連載。政治、司法、医学、災 害、事件から芸能ニュースまで取材節囲は幅広 い。著書に「まっ黒長屋の物語」(三一書房)ほか

多数。 平成11年4月 目黒区議選に初当選 平成15年4月 2期目区議選に3040票 平成19年4月 3期目区議選に4898票 平成23年4月 4期目区議選に3986票

無所属議員として、目黒区行政の不正、疑惑、 税金のムダ遣いなどを徹底的に追及しつづけて いる。住民監査請求、住民訴訟、行政訴訟などの 法的手段を使って、目黒区の行政チェックをやっ ている。

こうした住民訴訟を提起してきた!

これまで、目黒区旧区役所・公会堂を随意契約

で最高購入価格より39億円も安く売却したた め、当時の区長の損害賠償を求め住民訴訟を提 起した。他にも青木区長が、公務で新年会132 回出席、115万円余を支出した事業。めぐろキャ ンパス内のレストラン「シェ松尾」の改修工事で、 青木区長が公費470万円余を支出した事案。 青木区長は「目黒区を楽しむ本」の制作。発行に 1500万円支出したが、売上金2200万円余の 金額が出版社の収入になった事案。昨年3月10 日、青木区長を被告にして、子ども手当の目黒区 負担分5億1800万円余の公金支出を差し止め る住民訴訟を提起。

旧区役所売却に係る住民訴訟で、私は政務 調査のための訴訟なので政務調査費の一部 (135.725円)を訴訟関係の費用に充てた。

ところが、青木区長は平成19年、政務調査費 の使途基準に反するとする違法な監査委員の勧

告を受け、私に返還命令処分をした。そこれ、平成 20年2月に、私は青聞く項を被告にして、処分取 消訴訟を提起。同年11月に、東京地裁で勝訴。

平成21年9月には、東京高裁でも訴訟した。平 成25年1月25日、最高裁での判決があり、処分 した135,725円のうち107,375円は違法であ り、処分取消しで勝訴。印紙代と切手代28,350 円は高裁へ差戻しとなった。

早稲田大学第2政治経済学部政治学科卒業 昭和14年(1939年)東京生まれ

発行日: 平成25年3月15日 〒152-0034 東京都目黒区緑ヶ丘1-11-3

電話 03-3723-8167 FAX 03-3717-6223 発行人: 須藤 甚一郎

この政務調査リポートは、政務調査費で印刷し配布するものです。